

## 令和5年度第3回鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会会議概要

- 1 日時 令和5年8月21日（月） 13時30分～14時25分
- 2 場所 鹿児島市役所 本館講堂
- 3 出席者 鹿児島市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・管理委員会委員17名
- 4 会次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ①第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画素案について
    - ②今後のスケジュールについて
  - (3) 閉会

### 5 審議の概要

#### ◆第1編について

○P4の目標値の設定について、ケアプランの質の向上等が図られた割合が8年度まで全て83%となっている理由。目標値なので段階的にあげる検討はしないのか。

⇒第六次総合計画の目標値を設定する際の数値が76.5%であったため、令和8年度は83%を設定したところである。令和4年度で89%となっているが、実際は地域で偏りがあつたりするため、目標値としては令和8年度までは平均して83%の水準を維持するという目標にしている。

#### ◆第5編について

○P51の在宅医療・介護の連携推進の今後の方策について、介護保険法施行規則が改正された際に国が示した文言の中に「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」という言葉が書かれている。今後の方策に文言を加えられないか。

⇒重要な考え方なので、盛り込む方向で検討する。

○P30の地域密着型サービス事業所について、看護小規模多機能型居宅介護の事業者がまだない圏域がある。地域で行きやすい状況にあつた方がいいと思うが、今後見込量を出すうえで、圏域ごとの枠みたいなものはあるか。

⇒看護小規模多機能型居宅介護の事業者については、比較的新しいサービスであることや、まだ設置されていない圏域もあることから、整備目標数のような枠は設けていないところである。そのため、要件に合致していれば、認めているところである。

○P39のセーフコミュニティの推進について、高齢者の安全の取組として転倒防止や認知症対策等があると思うが、P38の住環境の整備やP41認知症に関する理解の促進、P44の高齢者虐待防止対策の推進などの具体的取組にも入れられるのでないか。検討していただきたい。

○P45の今後の方策にある要介護状態とはなにを指すか。

⇒要介護認定された方を想定している。

○要介護認定を受けている方を指すのであれば、前文に記載してある総合事業は要介護1から5の方は対象にならないため、文章に違和感がある。

⇒検討する。

◆第6編について

○P65のポピュレーションアプローチはあまり聞きなれない言葉だが、どういう意味か。

⇒ここでいうポピュレーションアプローチは、医療専門職が通いの場等においてフレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談等を実施することを言う。